

青森公立大学広報戦略委員会規程

令和8年3月4日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学広報戦略委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学学則第3条から第8条に規定する、各部局間の連携を図るとともに、青森公立大学の広報活動を効果的かつ一体的に展開することを目的とし、青森公立大学広報戦略委員会（以下「広報戦略委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 広報戦略委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 広報基本方針に関する事項
- (2) 広報基本戦略に関する事項
- (3) その他広報に関する事項

(組織)

第4条 広報戦略委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 図書館長
- (5) 地域連携センター長
- (6) 事務局長
- (7) 広報委員長
- (8) 総務企画グループリーダー
- (9) 教務学事グループリーダー

2 前項に規定する者のほか、学長が特に必要と認めた場合は、教員職員又は事務職員の中から若干名の委員を指名することができる。

(任期)

第5条 前条第1項に規定する委員の任期は、当該職の任期又は期間とする。

2 前条第2項に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員を指名できるものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 広報戦略委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 広報戦略委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(会議の成立)

第8条 広報戦略委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(会議の議事)

第9条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第10条 広報戦略委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第11条 広報戦略委員会の事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、広報戦略委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。